

審査書

立教大学原子力研究所 計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

「立教大学 原子力研究所」に係る計量管理規定に関し、「学校法人 立教学院」から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（学院発第19502号。令和2年3月9日）、「学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 計量管理規定の変更認可申請書の一部補正について」（学院発第20456号。令和3年2月19日）及び「学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 計量管理規定の変更認可申請書の一部補正について」（学院発第21101号。令和3年6月25日）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：学校法人 立教学院

代表者氏名：理事長 戸井田 和彦

申請日：令和2年3月9日（補正申請：令和3年2月19日、6月25日）

申請の理由：主要測定点（KMP）の新規設定等のため。

申請の内容：変更の概要は、以下のとおり。

1. 主要測定点（KMP）の新規設定等
2. 棚卸間隔の適正化
3. 廃棄の手続に関する条項の追加
4. 保管廃棄及び保管廃棄再生の手続に関する条項の追加
5. 用法免除及び再適用の手続に関する条項の追加
6. 保障措置の終了の手続に関する条項の追加
7. リバッチングの手続に関する条項の追加
8. 測定の方法及び測定機器の管理に関する条項の追加
9. 原子力規制委員会の設置に伴う変更
10. 法定報告書に使用できる文字一覧の追加
11. 記載の適正化

Ⅲ. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2の規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて、提出された新旧対照表をもって確認した。その内容は、以下のとおりである。

1. 主要測定点（KMP）の新規設定等

原子炉施設（J E-L）のKMP（1、2、3、A、B、C）について、日・IAEA保障措置協定補助取極各論部、立教大学原子力研究所（J E-L）の施設付属書（1987年8月1日発効。以下「FA」という。）のCode. 3. 1. 2及びCode. 4の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

核燃料物質使用施設（J Z-W）に関する規定部分において、これまで3種が設定されていたKMP（1、2、A）に追加して、区分変更及びリバッチングを行う専用のKMP*が新設されている。これにより、日・IAEA保障措置協定補助取極各論部、Information and Attachment for each Material Balance Area Outside Facilities in Japan（2012年1月1日発効。以下「LOF Attachment」という。）のCode. 3. 1. 2及びCode. 4の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

2. 棚卸間隔の適正化

棚卸しの間隔に関する記載について、原子炉施設（J E-L）についてはFAのCode. 3. 1. 3の記載、核燃料物質使用施設（J Z-W）についてはLOF AttachmentのCode. 3. 1. 3の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

3. 廃棄の手続に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z-W）に関する規定部分に、「廃棄」の手続に関する記載が追加された。これにより、LOF AttachmentのCode. 3. 4. 1及びCode. 4の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

4. 保管廃棄及び保管廃棄再生の手続に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z - W）に関する規定部分に、「保管廃棄」及び「保管廃棄再生」の手続に関する記載が追加された。これにより、LOF Attachment の Code. 4 の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

5. 用法免除及び再適用の手続に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z - W）に関する規定部分に、「用法免除」及び「再適用」の手続に関する記載が追加された。これにより、法令及び条約上の整理と一致した記載となり、日・I A E A 保障措置協定第 3 6 条及び第 3 8 条の担保が適切になされていることを確認した。

6. 保障措置の終了の手続に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z - W）に関する規定部分に、「保障措置の終了の手続」に関する記載が追加された。これにより、法令及び条約上の整理と一致した記載となり、日・I A E A 保障措置協定第 3 5 条の担保が適切になされていることを確認した。

7. リバッチングの手続に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z - W）に関する規定部分に、「リバッチング」の手続に関する記載が追加された。これにより、LOF Attachment の Code. 4 の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

8. 測定の方法及び測定機器の管理に関する条項の追加

核燃料物質使用施設（J Z - W）に関する規定部分に、測定の方法及び測定機器の管理に関する記載が追加された。これにより、LOF Attachment の Code. 4 の記載が反映されており、国際約束に基づく国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

9. 原子力規制委員会の設置に伴う変更

連絡先及び報告先等が、科学技術庁長官及び科学技術庁原子力安全局保障措置課から原子力規制委員会に適切に変更されていることを確認した。

10. 法定報告書に使用できる文字一覧の追加

日・I A E A保障措置協定補助取極 Code. 10 に基づき、別表第2「報告書に使用できる文字一覧」が追記されており、法令及び協定上の整理と一致した記載としていることを確認した。

11. 記載の適正化

各条項等において、現時点で有効な国内法令、F A (LOF Attachment 含む) 及びD I Qに矛盾がないよう、記載の適正化が行われており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認した。

以上